

## 第2節 検査監理機能の充実

### I 検査監理機能の充実の趣旨

金融検査に対しては、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、これまで以上にその質的水準の向上や手続の透明性の向上を図り、もって金融行政に対する信頼を確保することが求められている。

これらの要請に応えるためには、検査監理機能を充実することが不可欠であり、これまでも研修の充実、指導・審査体制の強化などの諸施策を行ってきたところである。

平成12検査事務年度においては、検査監理機能をより充実させるため、これらの諸施策に加えて意見申出制度の本格的実施、検査指導官の活用等を行ってきたところである。

### II 意見申出制度の本格的実施

#### 1. 本格的実施の趣旨

意見申出制度については、平成12年1月から「金融検査マニュアル」を適用した金融検査を対象に試行的に実施してきたところである。

今検査事務年度においては、平成12年7月から「保険会社に係る検査マニュアル」が適用されたこと、意見申出制度の事務処理を行う体制整備が図られたこと等から、本格的に実施することとし、平成12年9月11日に各検査官及び財務局長等宛に通達（「意見申出制度について」金検第74号）を発売したところである。

#### 2. 意見申出制度の概要

##### (1) 対象となる検査

平成12年9月11日以降に立入検査を終了する検査マニュアルを適用した検査（預金取扱金融機関及び保険会社）が対象となる。

##### (2) 意見申出期限

立入検査終了後3日以内（土日祝日を除く）とする。

##### (3) 申出提出形態

立入検査終了時の意見交換会において意見相違が明らかとなった事項について、事実関係及び金融機関等の意見を明記し、必要に応じ疎明資料及び会計監査人の意見書等を添付の上、提出する。

なお、当該制度は、検査官と金融機関等との十分な議論が前提となっており、新たな論点・主張及び検査官個人に対する意見は制度の対象外とする。

##### (4) 申出提出先

代表者名により金融庁検査局長宛、原則担当主任検査官経由とする。

##### (5) 申出事項の審理方法

全て本庁検査局において審理。審理は、原則として書面により行うが、必要

がある場合は申出金融機関等から事情を聴取することもある。

(6) 審理結果の回答方法

検査結果通知に包含して処理する。

3. 意見申出制度の実績（別図 20-1、2 参照）

今事務年度における、意見申出制度の対象となる金融機関等の検査（平成 12 年 7 月 1 日以降に立入検査が終了したもの。試行的な実施時期を含む。）は、529 件であり、このうち 7 件について本制度に則り申出がなされた。また、このうち 1 件は取り下げられた。

申出の内容は、法令等遵守に関するものが 2 件、リスク管理に係る信用リスクに関するものが 8 件であった。

別図 20-1 意見申出状況（平成 13 年 5 月 31 日現在）

試 行 期 (H12. 1. 1~H12. 9. 10)		本 格 実 施 以 降 (H12. 9. 11~H13. 5. 31)		合 計	
申出機関数	検査数	申出機関数	検査数	申出機関数	検査数
1	223	6	306	7	529

別図 20-2 意見申出内容

法令遵守	2
リスク管理	8
信用リスク	8
自己査定検証関係	5
有価証券関係	2
その他	1

(注)・件数は意見申出を行った金融機関数。

- ・なお、申出機関数と申出内容の内訳の数が異なるのは、複数の事項について申出を行っている金融機関があるため。
- ・取り下げた意見申出も含む。

Ⅲ 検査指導官の活用等（資料 20-2-1 参照）

金融検査マニュアルの導入、信用組合に対する検査権限の国への移管による検査対象金融機関の大幅な増加等を背景に、これまで以上に全国にわたる各財務局を含めた検査の質的統一が求められている。

このため、平成 12 検査事務年度においては、検査基準の策定、検査官の指導訓練及び検査実施状況のモニタリングを専門に行う検査指導官を設置、活用することにより検査マニュアルの的確な適用を含め、検査の質的向上に努めたところである。

また、平成 12 年 7 月以降実施した信用組合に対する集中検査に当たり、より効率的で実効性ある金融検査を行うため、財務局検査監理官等会議等を開催し、金融検

査マニュアルの的確な運用の認識の再確認や、検査手法に関する意見交換等を行っている。

更に、検査指導官及び財務局等の検査監理官による被検査金融機関との意見交換等の検査実施状況のモニタリングも実施している。